

市民の皆さん
の意見を反映する

パブリック コメント

市では、市民参加のまちづくりを推進するため、「名寄市パブリック・メント手続条例」に基づき、次の素案を7月4日から公表します。皆さまのご意見をお寄せください。

市民意見を募集します

意見募集する

素案など



名寄市農業委員会に関する
条例の全部改正(素案)

◆条例改正の趣旨

平成27年9月に農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日から施行されました。

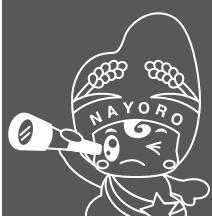
この改正により、農業委員会の役割として、「担い手への農地等の利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」など、農地等の利用最適化の推進が強化されるとともに、農業委員の選出方法が選挙による公選制から、候補者の推薦・募集の手続きにより、市長が市議会の同意を得て任命することとなりました。

これに伴い名寄市農業委員会に関する条例を全部改正するものです。

◆担当

農業委員会事務局(風連庁舎1階)
①016555③2511
(内線304)

意見提出



公表の方法

◆公表開始日

7月4日(火)

◆名寄市ホームページでの閲覧

HP <http://www.city.nayoro.lg.jp/>

トップページ→お役立ち→パブリックコメント

◆指定場所での閲覧

①市役所(名寄庁舎、風連庁舎、

智恵文支所)

②図書館(名寄本館・風連分館)

③北国博物館

意見の提出

◆提出方法

指定場所に備え付けの「意見提出用紙」に住所、氏名を明記し、持参またはファックス・郵送・電子メールで提出してください。

※「意見提出用紙」は市ホームページからもダウンロードできます。

◆提出期限

8月2日(水)



◆提出先

〒098-0507

名寄市風連町西町196番地1

名寄市役所風連庁舎

農業委員会事務局

FAX 0165578080

□ ny-public@city.nayoro.lg.jp

パブリック・コメント実施結果

意見募集した素案など	名寄市公営住宅等長寿命化計画・平成29年改定版(素案)
募集期間	4月20日(木)～5月19日(金)
意見等の提出者数・件数	提出者0人／0件(0項目)
実施の結果	修正なし
問い合わせ	建設水道部建築課 ①01655③2511(内線224)

※意見などの詳細はパブリック・コメント各閲覧場所または市ホームページをご覧ください。

トップページ>お役立ち>
パブリック・コメント>
平成29年度名寄市
パブリック・コメント
実施結果一覧

